

がん検診部会及びがん登録部会の設置について（案）

平成 30 年 6 月 26 日

1 関係規定

○栃木県がん対策推進協議会規則（平成 30 年栃木県規則第 7 号）抜粋

（部会）

第 4 条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員（前条第 1 項の規定により専門委員を置く場合にあつては、委員及び専門委員。以下この条において同じ。）は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

6 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

※ 協議会 → 栃木県がん対策推進協議会

2 部会設置案

(1) 専門的事項を調査審議するため、下記のとおり常設の部会を設置する。

部会名	所掌事務
がん検診部会	がん検診の受診率及び質の向上に関する調査審議
がん登録部会	がん登録情報に関する情報の管理、分析、活用等に関する調査審議

(2) 協議会の会長は、必要に応じ臨時の部会を設置することができることとする。

3 部会運用案

(1) 栃木県がん対策推進協議会規則第 4 条第 6 項の規定により、部会の所掌事務に係る事項は部会の議決をもって協議会の議決とすることとする。

(2) 部会長は、(1)の議決をしたときはその旨を会長に報告するとともに、直近に開催される協議会に報告することとする。